

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会規程

(平成31年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則第11条第2項に基づき、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 博士後期課程委員会は、国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）の専任の教授をもって組織する。

2 博士後期課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、准教授及び助教を博士後期課程委員会の委員とすることができる。

(審議事項)

第3条 博士後期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
- (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (6) その他研究科に関すること。

(博士後期課程委員会の招集及び議長)

第4条 研究科長（博士後期課程）は、博士後期課程委員会を招集し、その議長となる。

2 博士後期課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

3 研究科長（博士後期課程）は、博士後期課程委員会委員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする博士後期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

4 研究科長（博士後期課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（博士後期課程）が指名した者が職務を代行する。

(議事)

第5条 博士後期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

2 博士後期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 博士後期課程委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(博士後期課程委員会の議事録)

第7条 博士後期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けるものとする。

(庶務)

第8条 博士後期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、博士後期課程の運営に関し、必要な事項は博士後期課程委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年10月23日から施行する。